

相模原市監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、相模原市職員措置請求に係る監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成23年3月4日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

《職員措置請求の内容》

相模原市職員措置請求書

相模原市長加山俊夫ほか関係機関に対する措置請求の要旨

第1 請求の要旨

- 1 相模原市は、相模原市議会政務調査費の交付に関する条例にもとづき、相模原市議会における会派又は会派に属さない議員に対して、政務調査費を交付している。

交付の方法は、毎年度、原則として4月から9月までの月数分を4月に、10月から翌年3月までの月数分を10月に交付するものとされている（条例第5条）。

政務調査費の使途は、別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない（条例第6条）。

政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、当該政務調査費に係る収支報告書に領収書等の証拠書類その他議長が定める書類を添えて議長に提出しなければならない（条例第8条）。

政務調査費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するために必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない（条例第10条）。

2 「事務所費」

条例第6条が規定する「使途基準」は、相模原市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程第8条の「別表」に定められている。

この「別表」に、「事務所費」の項目がある。この項目の内容は「調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する費用」とされ、「主な支出項目」として「事務所の賃借料、維持管理費、備品購入・リース代等」と例示されている。

「平成21年4月版相模原市議会 政務調査費マニュアル〈改訂版〉」のⅡ「使

途基準の運用指針」によると、2 実費弁償の原則（5 頁）において「政務調査費は社会通念上妥当な範囲のものであることを前提としたうえで、調査研究に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とする。」と明記している。

また、同マニュアルには、17 頁「(8) 事務所費」の項目の欄に「事務所費」として充当できるものとして、下記の記述がなされている。

【事務所の要件】

- ・設置目的が、調査研究活動のためのものであり、実際にそこが調査研究活動に使用されており、次のような要件を備えている事務所に係る経費

(事務所要件)

- ・「事務所であること」がわかるような表示がされていること
- ・会派の場合にあっては会派事務所であることがわかるように会派名を表示すること。(会派に所属しない議員にあっては「無所属」と表示すること。)
- ・事務所としての機能(事務スペース、応接スペース、事務用備品等)を有していること。
- ・「事務所設置届」(要領第5号様式)が提出されていること。

3 民主クラブの「事務所費」

(1) 対象とする財務会計行為

民主クラブは平成 21 年度政務調査費収支報告書において、以下の事務所賃借料を支出している。

民主クラブは、平成 20 年 8 月 1 日から平成 24 年 7 月 31 日までを設置期間として、相模原市中央区富士見 6-2-5-102 を会派の「事務所」として届け出ている。

この場所は、同会派所属の大沢洋子議員を借り主として賃借されている。賃貸借契約書によれば、この事務所の場所は、同住所地の「佐藤ビル 1 階 2 号」である。

民主クラブは、この賃借事務所の賃料の半分(1 ヶ月 37,500 円)を政務調査費の「事務所費」として支出している。年額にすると金 450,000 円となる。

(2) 上記民主クラブの「事務所費」の支出は違法

大沢議員が賃料を支払っている事務所は、「事務所要件」を満たしていない。同事務所には、事務所設置届に記載した会派名を表示していない。この建物には

「民主党相模原総支部連合会中央事務所」の表示がなされている。この表示からは会派 民主クラブ所属の大沢洋子市議が政務調査活動に用いている事務所とは認識できない。

「民主党相模原総支部連合会」との表示からは「政党活動用事務所」としか認識できず、その「設置及び管理に要する経費」を政務調査費から支出することは違法である。

4 無所属クラブの「事務所費」

(1) 対象とする財務会計行為

無所属クラブは平成 21 年度政務調査費収支報告書において、以下の事務所賃借料を支出している。

無所属クラブは、平成 19 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月末日の設置期間で、相模原市中央区富士見 2-14-10 ロイヤル富士見を会派の「事務所」として届け出ている。この場所は同会派所属の長友義樹議員を借り主として事務所店舗賃貸借契約書がつくられている。契約書によれば、「事務所」の場所は、ロイヤル富士見の「1F」となっている。

無所属クラブは、この事務所の賃料 1 か月 50,000 円の全額を政務調査費の「事務所費」として支出している。年額にすると金 600,000 円となる。

(2) 上記「事務所費」の支出は違法

長友義樹議員が賃貸借契約によって事務所を設置したとされる中央区富士見 2-14-10 「ロイヤル富士見」の 1 階には「無所属クラブ 長友義樹議員」の事務所は存在しない。

この場所は「有限会社のぞみコーポレーション」の営業店舗である。ここには無所属クラブの会派の表示は一切なされていない。店内はすべて同社の営業設備であり、そこには、政務調査のための「事務所」要件とされている「事務スペース、応接スペース、事務用備品等」は一切存在しない。支出書に記載された「もっぱら政務調査活動のために使用」はまったく実態と異なる。

契約書の特約条項には、「市役所との連絡及び議案書宛先」、「電話、FAX 連絡所」「郵便物の郵送先」「その他の行政に係る調査の事務所」と記されているが、これが事務所要件に該当しないことは明白である。さらに、これによれば、

単なる「郵便物の受領所」という用途となるが、これで年間 60 万円の賃料をかけるというのは常識に合わない。

この賃料を政務調査費から支出するのは違法である。

なお、ロイヤル富士見の 1 階にある(有)のぞみコーポレーションは平成 13 年 12 月 13 日にこの場所に本店を移転して以来、ここで営業を続けている。長友義樹議員が平成 19 年 4 月 1 日以降、この場所に政務調査費から 180 万円を投じていることになる。

5 結論

- (1) 民主クラブが支出した事務所の賃借料のうち大沢洋子議員の事務所賃借料として支出した 450,000 円を返還すべきである。
- (2) 無所属クラブが支出した平成 21 年度の事務所の賃借料のうち長友義樹議員の事務所賃借料として支出した 600,000 円を返還すべきである。

6 財務会計行為者

- (1) 2009(平成 21)年の政務調査費を受け取った民主クラブの代表者は落合芳平であった。
- (2) 2009(平成 21)年の政務調査費を受け取った無所属クラブの代表者は西村綾子であった。

第 2 請求者

住所 神奈川県相模原市(以下略)

職業 (略)

氏名 (略) ㊟

住所 神奈川県相模原市(以下略)

職業 (略)

氏名 (略) ㊟

住所 神奈川県相模原市(以下略)

職業 (略)

氏名 (略) ㊟

住所 神奈川県相模原市(以下略)

職業 (略)

氏名 (略) ㊟

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え、相模原市長加山俊夫に対して、民主クラブの平成 21 年度の代表者落合芳平及び無所属クラブの平成 21 年度の代表者西村綾子に対し、不当利得返還請求等の措置を求める。

平成 23 年 1 月 6 日

相模原市監査委員 あて

(請求の要旨は、原文のまま記載した。)

事実証明書(添付省略)

- 1 民主クラブの事務所(中央区富士見 6-2-5-102)に関する次の書類
 - (1) 事務所設置届
 - (2) 事務所賃貸借契約書
 - (3) 事務所賃借料に係る支出書及び事務所賃借料の受取を証する書類(平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月まで分)
 - (4) 写真 1 点
- 2 無所属クラブの事務所(中央区富士見 2-14-10 ロイヤル富士見)に関する次の書類
 - (1) 事務所. 店舗賃貸借契約書
 - (2) 事務所設置届
 - (3) 事務所賃借料に係る支出書(平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月まで分)
 - (4) 中央区富士見 2-14-10 に所在する法人の履歴事項全部証明書
 - (5) 写真 3 点
 - (6) 陳述書

《監査の結果》

1 請求の受理

本件職員措置請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成23年1月6日付けで受理した。

2 監査委員の除斥

法第199条の2の規定に基づき、沼倉孝太監査委員及び米山定克監査委員は除斥とした。

3 監査の実施

監査の実施に当たっては、職員措置請求書に記載された事項及び事実を証する書面を勘案し、次のとおり行った。

(1) 監査対象事項

平成21年度に民主クラブ及び無所属クラブが充当した政務調査費の事務所費に、相模原市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年相模原市条例第1号。以下「条例」という。)及び相模原市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程(平成13年相模原市議会告示第1号。以下「条例施行規程」という。)に反する違法な支出があり、そのため、市に損害が発生しているか、また、市長は、その損害を補填するための措置を講ずるべきか否かを監査対象事項とした。

(2) 実施の方法

請求人の証拠の提出及び陳述の聴取並びに議会事務局長及び議会事務局議会総務課長を関係職員とした陳述の聴取を実施した。

また、議会事務局議会総務課を担当課とし、関係書類の提出を求め、事実確認の調査を実施した。

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成23年2月10日に、請求人4人のうち3人が出席し、証拠の提出及び陳述の聴取を行った。その際、同条第7項の規定に基づき、関係職員2人が立ち会った。

なお、新たな証拠書類の提出はなかった。

(4) 関係職員の陳述

平成23年2月10日に、議会事務局長及び議会事務局議会総務課長からの陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人4人のうち3人が立ち会った。

4 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 請求人の陳述

陳述の際、請求人が本件職員措置請求の要旨を補足した主な内容は、次のとおりである。

ア 事務所の設置届が出されている事務所のうち、平成19年度の住民監査請求監査の際に事務所の訪問調査が行われた新政クラブの事務所と場所が分からずたどり着けなかった民主クラブの1件の事務所を除いて、事務所を見て回ったところ、政務調査費マニュアル<改訂版>(以下「マニュアル」という。)では、会派の事務所にあっては会派名を表示することが不可欠の要件とされているが、議員の個人事務所の表示がされているところがほとんどであった。

イ マニュアルで決められた表示のないすべての事務所の賃借料を返還させるべきか検討したが、議員の個人事務所の表示さえない事務所に絞って監査を求めることにした。

ウ 平成19年10月に公表された住民監査請求監査の結果における監査委員の要望では「会派の代表及び経理責任者にあっては、所属議員が共通認識の下に政務調査費を執行できるよう、使途基準の内容及び支出項目について解釈の統一及びその周知徹底を図られたい」としているが、多くの議員が不適切な表示で済ましている調査研究のためと称する事務所は、会派の代表がこの監査委員の提言を真摯に受け止めていないことを表していると言える。

エ 本日の陳述の直前に本件住民監査請求に係る収支報告書の修正が行われたことを知った。返還理由は分かっていないが、返還に関連して3点の指摘を行いたい。

(ア) 平成21年度の事務所費の充当を取り消したということは、同じ年度の

事務所の運営費も取り消してしかるべきである。

(イ) 平成21年度だけでなく過去にさかのぼって返還すべきである。

(ウ) これまで度々最高裁判例などを引用して議会と議員の自主性、自立性の不可侵・尊重を言われていたが、議長や会派の代表への注意喚起を求める。

オ 監査結果が出されることを回避するかのようには報告書を訂正して賃借料を返せばよいという姿勢は、公金の取扱いに対する謙虚さが欠如しているものと言わざるを得ない。少なくとも監査請求が受理された後の収支報告の修正は、その監査結果が出てから行うべきであって、監査が進んでいる最中に修正するというのはいかがかと思う。

(2) 関係職員の説明

陳述の際、関係職員が説明した主な内容は、次のとおりである。

ア 政務調査費の交付については、法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、本市においては、平成13年4月に条例を定め、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、毎年、市長から市議会における会派又は会派に所属しない議員に対し交付している。

イ 政務調査費は、条例第6条において、「別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」とされており、その使途基準については、条例施行規程の別表に10項目が規定され、項目ごとに内容及び主な支出項目が定められている。

事務所費については、使途基準では「調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費」とされ、主な支出項目としては「事務所の賃借料・維持管理費、備品購入・リース代等」と規定されている。

ウ 政務調査費の使途基準について、よりの確な運用を図るため、平成21年4月にマニュアルを策定し、現在、これに沿って充当が行われている。

エ 政務調査費の審査に当たっては、平成19年5月25日の青森地方裁判所判決において「政務調査費の使途基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、各議員活動の自主性を尊重する観点から、できる限り調査研究活動の内容に立ち入ることがないように、領収書等の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に判断をするのが相当」とされ、平成

21年12月17日の最高裁判所判決において「政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め執行機関が、政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することは予定していないと解される」とされているように、議員の自主性及び自立性を尊重し、各議員の裁量に委ねることが妥当であると認識している。

オ 今回の措置請求に係る事務所については、マニュアルに事務所要件が明示してあることから、当然この要件を満たして事務所設置届が提出されたものと理解して、事務所の賃借料に係る収支報告書の審査時においては、契約書により賃貸状況の事実確認を行った。

議会事務局としては、この確認に基づき、調査活動の対象となる経費に政務調査費が充当されたものと考えている。

カ 民主クラブから平成23年1月18日付けで提出された「2009年度政務調査費収支報告の修正について」によれば、「政務調査費については適正に充当しているが、指摘された事務所表示の看板は、前使用者看板の上に紙をかぶせて表示していたところ、その紙が現在は剥がれてしまったため表示がなかったもので、現時点では表示されていた時期を明確に証明することができないため、事務所賃借料及び事務所の使用に関し充当していた電気料と固定電話使用料を対象から除外する」として、「平成21年度の収支報告を修正し、差額分を返還する」との申出がされた。

キ 議会事務局ではこの申出を同日付けで受理し、同月24日に返還されたことを確認した。

ク 無所属クラブから平成23年1月19日及び同年2月2日付けで提出された「2009年度政務調査費収支報告の修正について」によれば、「指摘のあった事務所の看板の表示に関しては、平成21年度中に外れてしまい、事務所の方が事務所内で掲示をしていたが、そのことに気付かなかったため、外部に向けて看板が設置されていない状態となっていた。マニュアルを遵守していなかったことは事実であるので、平成21年度分の事務所費及びこの事務所の使用に関して充当していた固定電話代使用料について充当から除外する」とされていた。なお、この申出の中に「事務所の形態をなしていないとの指摘に関しては、現事務所を設置して以来、当初は設置していながら外

れてしまった看板を除き、専用電話を設置するなど事務所の形態をもって使用していたことは事実であります」との主張がなされていると共に、事務所の所在における議員名義の電話使用料領収書も付されている。

ケ 議会事務局ではこれらの申出をそれぞれ提出のあった日付で受理し、平成23年1月25日及び同年2月3日に返還されたことを確認した。

(3) 事実関係の確認

ア 民主クラブの政務調査費の返還について

(ア) 平成21年度の収支報告について

平成21年度の民主クラブへの政務調査費は、平成21年4月28日に上半期分として540万円が交付され、その後、構成員の異動により同年5月13日に50万円、同年9月2日に20万円が市に戻入され、同年10月28日に下半期分として420万円が交付されたことにより、交付額は合計890万円であった。

平成21年度政務調査費収支報告書は、平成22年4月30日に議長に提出され、民主クラブの決算額は910万1,324円であった。

平成22年11月29日に平成21年度分の政務調査費収支報告について16万8,000円の減額修正が行われた結果、決算額は893万3,324円となっている。

なお、平成21年度政務調査費収支報告書における事務所費は273万234円、事務費は137万6,722円であった。

(イ) 平成23年1月18日付けの収支報告の修正について

平成23年1月18日に民主クラブの代表から議長に「平成21年度政務調査費収支報告の修正について」として平成21年度に政務調査費として充当した収支報告を修正する旨の文書が提出された。

修正内容は、平成21年度政務調査費の事務所費に係る充当額273万234円を46万7,375円減額し、226万2,859円とし、事務費に係る充当額137万6,722円を2万4,948円減額し、135万1,774円とするものである。

この修正により平成21年度政務調査費収支報告書の支出合計額は893万3,324円から49万2,323円減額した844万1,001円となった。

修正理由として、「政務調査費については、会派として適正に充当してきているところであり、大沢議員の事務所費についても調査研究活動のために使用しているものであるが、今回、住民監査請求で指摘された事務所表示の看板は、前使用者看板の上に紙をかぶせて表示していたところ、その紙が現在は剥がれてしまっていたため表示がなかったものである。そのため、今般の住民監査請求に対して、現時点では証明する術がないので、事務所賃借料及び関連経費として充当していた事務所で使用した電気料と固定電話使用料を対象から除外する」旨の記載がされていた。

この修正による返還額は、平成22年11月29日の修正後の決算額が交付額890万円を3万3,324円上回る支出であるため、49万2,323円から3万3,324円を減じた45万8,999円となっている。

議長は、民主クラブの代表から提出された「平成21年度政務調査費収支報告の修正について」の写しを、条例第8条第4項の規定に基づき平成23年1月19日に市長に送付した。

市長は、同日に「平成21年度民主クラブ政務調査費返還金」として45万8,999円の納入通知を民主クラブの代表に送付し、民主クラブは、同月24日に納入を行い、市長は同月26日に市の会計管理者口座に入金されたことを確認した。

イ 無所属クラブの政務調査費の返還について

(ア) 平成21年度の収支報告について

平成21年度の無所属クラブへの政務調査費は、平成21年4月28日に上半期分として300万円が交付され、その後、構成員の異動により同年5月20日に50万円が交付され、同年10月28日に下半期分として360万円が交付されたことにより、交付額は合計710万円であった。

平成21年度政務調査費収支報告書は、平成22年4月30日に議長に提出され、無所属クラブの決算額は669万3,547円であった。

なお、平成21年度政務調査費収支報告書における事務所費は158万2,773円、事務費は50万8,244円であった。

(イ) 平成23年1月19日付けの収支報告の修正について

平成23年1月19日に無所属クラブの会長から議長に「2009年度政務調査費収支報告の修正について」として平成21年度に政務調査費として充当した収支報告を修正する旨の文書が提出された。

修正内容は、平成21年度政務調査費の事務所費に係る充当額158万2,773円を60万円減額し、98万2,773円とするというものである。

この修正により平成21年度政務調査費収支報告書の支出合計額は669万3,547円から609万3,547円となり、返還額は、減額分の60万円となっている。

修正理由として、「今回の住民監査請求で指摘のあった看板の掲示については、2009(平成21)年度に外れてしまったことで、事務所の方が事務所内に掲示してしまっただが、そのことに気付かなかったため、外部に向けて看板が設置されていない状態となってしまった。住民監査請求の指摘のとおり政務調査費マニュアルを遵守していなかったことは事実であるので、2009(平成21)年度の政務調査費(事務所費)について、充当から除外し、修正する。なお、現事務所を設置して以来、当初は設置していながら外れてしまった看板を除き、専用電話を設置するなど事務所としての形態をもって使用していたことは事実である」旨の記載がされていた。

議長は、無所属クラブの会長から提出された「2009年度政務調査費収支報告の修正について」の写しを、条例第8条第4項の規定に基づき平成23年1月21日に市長に送付した。

市長は、同日に「平成21年度無所属クラブ政務調査費返還金」として60万円の納入通知を無所属クラブの会長に送付し、無所属クラブは、同月25日に納入を行い、市長は同月27日に市の会計管理者口座に入金されたことを確認した。

(ウ) 平成23年2月2日付けの収支報告の修正について

平成23年2月2日に無所属クラブの会長から議長に「2009年度政務調査費収支報告の修正について」として平成21年度に政務調査費として充当した収支報告を修正する旨の文書が提出された。

修正内容は、平成21年度政務調査費の事務費に係る充当額50万

8, 244円を3万1, 596円減額し、47万6, 648円とするというものである。

この修正により平成21年度政務調査費収支報告書の支出合計額は609万3, 547円から606万1, 951円となり、返還額は、減額分の3万1, 596円となっている。

修正理由として、「2011(平成23)年1月19日に2009(平成21)年度の政務調査費(事務所費)について、充当から除外し、政務調査費収支報告を修正したところだが、関連経費として固定電話代使用料についても充当から除外することとする」旨の記載がされていた。

議長は、無所属クラブの会長から提出された「2009年度政務調査費収支報告の修正について」の写しを、条例第8条第4項の規定に基づき平成23年2月3日に市長に送付した。

市長は、同日に「平成21年度無所属クラブ政務調査費返還金」として3万1, 596円の納入通知を無所属クラブの会長に送付し、無所属クラブは、同日に納入を行い、市長は同月27日に市の会計管理者口座に入金されたことを確認した。

(4) 監査委員の判断

本件職員措置請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

以下、理由を記述する。

ア 民主クラブの事務所費の支出が違法であるとの主張について

請求人は、民主クラブが大沢洋子議員を借主として会派の事務所として届け出ている事務所には「民主党相模原総支部連合会中央事務所」の表示がなされており、この表示からは政党活動用事務所としか認識できず、マニュアルに定める事務所要件を満たしていないため、この事務所賃借料として政務調査費の事務所費に充当した45万円は違法な支出であると主張している。

しかし、平成23年1月18日に民主クラブの代表から議長に「平成21年度政務調査費収支報告の修正について」として平成21年度に政務調査費として充当した収支報告を修正し、請求人が違法と主張している事務所の賃借料45万円に加え、当該事務所の関連経費として充当していた事務所で使用した電気料1万7, 375円と固定電話使用料2万4, 948円の合計

49万2,323円を対象から除外することとし、修正後の決算額893万3,324円と交付額890万円との差額3万3,324円を減じた45万8,999円を返還することを内容とする文書が提出された。議長は、この文書の写しを同月19日に市長に送付し、市長は、同日に「平成21年度民主クラブ政務調査費返還金」として、45万8,999円の納入通知を民主クラブの代表に対して行い、民主クラブは、同月24日に同額を納入し、市長は、同月26日に市の会計管理者口座へ入金されたことを確認していることから、請求人が求めている45万円の返還は既実現されている。

イ 無所属クラブの事務所費の支出が違法であるとの主張について

請求人は、無所属クラブが長友義樹議員を借主として会派の事務所として届け出ている場所は、Aの営業店舗であり、店内はすべて同社の営業設備で、政務調査のための事務所要件とされている事務スペース、応接スペース、事務用備品等は一切存在せず、支出書に記載された「もっぱら政務調査活動のために使用」は全く実態と異なるとし、また、同議員を借主とした事務所店舗賃貸借契約書の特約条項には「市役所との連絡及び議案書宛先」、「電話、FAXの連絡所」、「郵便物の郵送先」及び「その他の行政に係る調査の事務所」と記されているが、これが事務所要件に該当しないことは明白であり、さらに、これによれば単なる「郵便物の受領所」という用途となるが、これで年間60万円の賃料をかけるというのは常識に合わないとして、この事務所賃借料として政務調査費の事務所費に充当した60万円は違法な支出であると主張している。

しかし、平成23年1月19日に無所属クラブの会長から議長に「2009年度政務調査費収支報告の修正について」として平成21年度に政務調査費として充当した収支報告を修正し、請求人が違法と主張している事務所の賃借料60万円を対象から除外することとし、同額を返還することを内容とする文書が提出された。議長は、この文書の写しを同月21日に市長に送付し、市長は、同日に「平成21年度無所属クラブ政務調査費返還金」として、60万円の納入通知を無所属クラブの会長に対して行い、無所属クラブは、同月25日に同額を納入し、市長は、同月27日に市の会計管理者口座へ入金されたことを確認していることから、請求人が求めている60万円の返還は既実現されている。

なお、平成23年2月2日には同年1月19日に政務調査費の充当から除外した事務所費の関連経費として固定電話代使用料3万1,596円についても充当から除外する文書が提出され、同月27日には市の会計管理者口座へ入金されている。

以上のことから、請求人が、「市長に対して民主クラブの平成21年度の代表者落合芳平及び無所属クラブの平成21年度の代表者西村綾子に対し、不当利得返還請求等の措置を求める」ことには理由がなく、本件職員措置請求を棄却するものである。

なお、市長にあつては、予算執行の適正確保に資することから、相模原市議会政務調査費の交付に関する条例取扱要領(平成13年4月1日施行)第4条第1項第5号に掲げる事務所設置届が提出された場合には、マニュアルに定める事務所要件のうち、事務所であることが分かるような表示や事務所としての機能が満たされていることを写真等により確認するなど適正な確認に努められたい。